茨木市立春日小学校ＰＴＡ規約

第１章　総則

（名称および事務所の所在地）
第１条　本会は茨木市立春日小学校ＰＴＡと称し、事務所の所在地を大阪府茨木市上穂東町５番 18 号（春日小学校内（代表(072)622-2358））に置く。

（目的および理念）
第２条　本会は、学校に在籍する児童の保護者（以下「保護者」という。）と学校長、教頭を含む学校に所属する教職員（以下「教職員」という。）が協力して、学校と家庭と社会における児童の福祉と心身の健全な発達を図るとともに、会員相互の親睦と研修を図りつつ、民主的教育を推進することを目的とする。
２　本会のボランティア活動（以下「活動」という。）は、前項に規定する目的のもと、一人ひとりができることをできるときにできる範囲で楽しみながら活動することならびに『おかげさま』『ありがとう』の心で『児童』、『保護者や教職員』、『地域社会』にとっても三方良しであるような活動とすることを基本理念とする。
３　本会は、前２項に規定する目的および理念のもと、本会の活動がよりよく実施されるよう配慮するとともに、その実現に向けて最大限努力する。

（方針）
第３条　本会は、教育を本旨とする任意の民主的団体として、次の各号に掲げる方針に基づき活動する。
(1)　本会は、営利的・政治的色彩をもつものではなく、他のいかなる団体の干渉も受けない。
(2)　本会は、第２条に規定する目的を果たすため、茨木市内（必要に応じて府下、全国）の同じ団体または目的を同じくする団体と協力することができる。
(3)　本会は、学校の教育活動を助けるために協力するが、学校の管理運営や教育・人事には干渉しない。

（活動）
第４条　本会は、第２条に規定する目的を達成するために次の各号に掲げる活動を行う。
(1)　学校と家庭の密接な連絡を図り、児童の校外生活指導に努める。
(2)　教育環境ならびに教育施設の整備充実のための活動ならびに助成を行う。

(3) 学校主催または地域および関係団体主催の諸行事に協力する。
(4) 学校や地域等と連携協働し、周年記念事業を行う。
(5) その他、第２条に規定する目的を達成するために必要な事項について活動する。

第２章　会員

（会員資格）
第５条　本会への会員資格を有する者（以下「会員資格者」という。）は、保護者および学教職員とする。

（入会）
第６条　本会への入会は、会員資格者が様式第１号「ＰＴＡ入会意向確認書」（当該様式規定の記入項目が網羅されていれば、Ｇｏｏｇｌｅフォームなどの電子フォームの使用も可能とする。以降の各様式も同様とする。）を本会へ提出することにより入会するものとする。
２　本会への入会を希望しない会員資格者は、様式第２号「ＰＴＡ入会辞退届」を本会へ提出することにより入会を辞退することができる。

（退会）
第７条　本会からの退会は、会員資格者が様式第３号「ＰＴＡ退会届」を本会へ提出することにより退会するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、在籍児童の全てが転出、卒業等となった保護者または転出等となった教職員であって、会員である者は、転出、卒業等の事由の発生により退会したものとみなす。

（会員期間と期間の継続）
第８条　会員期間は、入会月から当該年度末（３月 31 日）までとする。
２　会員期間の継続は、様式第４号「ＰＴＡ加入継続意向確認書兼ＰＴＡ入会意向確認書」を毎年４月に本会へ提出することにより、会員期間満了の日の翌日から１年間継続するものとする。

第３章　会計

（会費）
第９条　本会の会費は、会員１人につき１口月額 150 円とする。

２　会費は、会員期間分の全納を基本とする。
３　当該年度の途中から入会した場合の会費については、入会月から当該年度末（３月 31 日）までの残月分の金額とする。
４　市内において地震などの災害が発生、あるいは府内において新型インフルエンザ等の感染症に対応するための緊急事態宣言がなされるなど、避けることのできない非常事態（以下「非常事態」という。）が発生した場合における会費の取扱いについては、前２項の規定にかかわらず、一定の免除期間を設ける、あるいは半額負担とするなどの緊急的措置を講ずることができる。
５　前項の取扱いは、第 13 条第２項第６号の規定に基づき運営委員会の承認を得るとともに、事後において第 25 条第２項の規定に基づき総会に報告のうえ、承認を得るものとする。
６　当該年度の途中に退会した場合、すでに納入された会費については返還しないものとする。

（会計）
第 10 条　本会の経費は、会費、事業収入および寄附金をもって支弁する。
２　本会の資産は、第２条に規定する目的達成のため以外にはこれを使ってはならない。
３　物品購入において、単品３万円以下は運営委員会決裁とし、３万円を超過する物品（備品）に関しては総会決裁とする。リース物件においても同様とする。ただし、運営委員会が事務運営（本会専用パソコン、セキュリティーソフト、印刷機等）に早急に必要と認めた場合は、その限りではない。
４　本会の会計年度は４月１日に始まり翌年の３月 31 日に終わる。
５　第 40 条に規定する周年記念事業の実施に伴い、その事業の経費に充てるための周年記念事業積立金特別会計を置く。
６　周年記念事業積立金は、ＰＴＡ会費の一部、周年記念事業寄附金、記念誌の広告協賛者からの広告収益金等をもって繰り入れ、本部にて保管、管理する。

第４章　役員および組織

（本部役員およびその任務）
第 11 条　本会の本部役員は、次の各号に掲げる者とする。
(1) 会長１名　　　　保護者
(2) 副会長２名以上　　保護者
(3) 書記２名以上　　　教職員および保護者（保護者１名以上）
(4) 会計２名以上　　　教職員および保護者（保護者１名以上）

２　役員候補の選出に係る細則は、第 33 条に定める。
３　本部役員の任期は、原則、４月１日から翌年の３月 31 日までの１年とする。
４　前項の規定にかかわらず、期間の途中から選任された本部役員の任期は、選任の日から翌年３月 31 日までとする。
５　前２項の規定にかかわらず、再任はこれを妨げない。
６　本会の本部役員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括（「調整して一つにまとめ上げる」の意。以下同じ。）するとともに、総会、運営委員会を招集し、開催するほか、地区代表および地区委員を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の時は代理をつとめるとともに、校内部および校外部を総括する。

(3) 書記は、総会、運営委員会、本部等の開催等に関する通知の送付、すべての会合ならびに会の活動状況を記録するとともに、広報部を総括する。

(4) 会計は、本会のすべての金銭の収入支出を正確に記録保管するとともに、総会に収支を報告し、年度末決算においては会計監査の監査を経て決算の報告をする。

（会計監査およびその任務）

第 12 条　本会に２名の会計監査をおく。
２　会計監査は、毎年、本部役員または専門部役員経験者の中から立候補または会員の互選により総会において選出する。
３　会計監査の任務は、定期的に会計の状態ならびに経理に関する事項を監査するとともに、年度末においては決算の監査を行いその結果を総会に報告する。

（運営委員会の構成および任務）

第 13 条　運営委員会は、本部役員および第 17 条に規定する専門部役員をもって構成する。
２　運営委員会の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 本部および各専門部により立案された事業計画を審議検討し、総会の議案として承認する。

(2) 総会に提出する予算書および決算書、事業報告書ならびにその他議案書案を承認する。

(3) 本会の運営または事業の実施に必要があると認める場合には、特別委員会の設置を承認する。

(4) 第 36 条に規定するＰＴＡサークル活動団体の結成または継続申請を認可する。

(5) 第 41 条および第 42 条に規定する個人情報の取り扱いに関する事項を承認する。

(6) その他運営委員会が必要と認める事項について、審議検討するとともに、必要に応じて会員への意向の確認を行い、その可否について承認する。

(7) 第 10 条第３項に規定する単品３万円以下の物品購入またはリース契約ならびに事務運営に早急に必要と認めた物件の会計支出について決裁する。

(8) 第 25 条に規定する総会において承認された事項ならびに第２条に規定する目的を達成するために必要な事項に関する事業および事務を適切に実施する。

３　運営委員会は必要に応じて関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

４　運営委員会の例会は、原則として事業計画に基づいて開催する。ただし、委員の同意がある場合は、随時開催することができる。

（運営委員会の承認等）

第 14 条　前条第２項第１号から第６号に規定する承認および認可（以下「承認等」という。）は、委員の２分の１以上の出席がなければ行使することができない。

２　承認等は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（運営委員会の書面または電磁的方法による承認等の表決権の行使）

第 15 条　非常事態の発生により対面式での運営委員会が開催できない場合、もしくはやむを得ない理由により運営委員会に出席できない委員がいる場合は、あらかじめ通知された事項について別添参考様式「委任状兼表決権行使書」またはメール、オンライン会議等の電磁的方法を任意に活用するなど、書面または電磁的方法をもって承認等の表決権を行使することができる。

２　前項の場合における前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

（本部の構成および任務）

第 16 条　本部は、本部役員をもって構成する。

２　本部の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運営委員会の例会、総会の日程など本部運営に関する事業計画を立案する。

(2) 予算および決算、事業計画等の報告書ならびに議案書の素案を立案する。

(3) その他、本会の重要事項について調査・検討し、運営委員会に報告・提案する。

３　本部は必要に応じて関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

４　本部の例会は、必要に応じて随時開催する。

５　本部は、事業計画およびこれに基づく事業の進捗状況について、運営委員会に報告しなければならない。

６　本部と次条に規定する専門部とは、それぞれ任務の違いはあるが、互いに補い合い、平等な立場で協力しながら任務にあたるものとする。

（専門部）

第 17 条　本会は第２条に規定する目的を果たすため、次の項に定める専門部を設ける。

２　専門部の任務ならびに役員の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 校内部

教職員と保護者との連携を図るための諸活動を行うとともに、総会で議決された学校主催の諸行事に協力する。校内部は、２名以上の役員をもって構成する。

(2) 校外部

地域および関係団体と保護者との連携を図るための諸活動を行うとともに、総会で議決された地域および関係団体主催の諸行事に協力する。校外部は、２名以上の役員をもって構成する。

(3) 広報部

広報紙の発行ならびにホームページを運営し、広く内外にＰＴＡ活動を知らせる。広報部は、２名以上の役員をもって構成する。

３　役員候補の選出に係る細則は、第 33 条に定める。

４　専門部役員の任期は、原則、４月１日から翌年の３月 31 日までの１年とする。

５　前項の規定にかかわらず、期間の途中から選任された専門部役員の任期は、選任の日から翌年３月 31 日までとする。

６　前２項の規定にかかわらず、再任はこれを妨げない。

７　専門部の例会は、必要に応じて随時開催する。

８　専門部は、事業計画およびこれに基づく事業の進捗状況について、運営委員会に報告しなければならない。

（特別委員会）

第 18 条　ＰＴＡ組織運営向上、周年記念事業、ＰＴＡ主催特別催事等、特定の目的を果たすため、運営委員会の承認を得て、運営委員会の下に特別委員会を設置することができる。

２　特別委員会の委員は、その目的に応じて、会員の中から公募または本部役員、専門部役員ならびにこれらの経験者の中から互選またはこれら双方の方法により選出し、運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。

３　特別委員会は必要に応じて関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

４　特別委員会の例会は、その目的の範囲内で特別委員会の委員の同意により、随時開催することができる。

５　特別委員会は、事業の進捗状況について、運営委員会に報告しなければならない。

６　特別委員会ならびにその委員は、その目的の達成をもって廃止ならびに解任とする。

（地区代表および地区委員）

第 19 条　本会は第２条に規定する目的を果たすため、地区代表および地区委員を本会に置く。

２　地区代表および地区委員の任務ならびに選出は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 地区代表および地区委員は、地区の会員相互および学校との連絡調整を図り、地区における生活指導および環境改善に務める。

(2) 地区代表および地区委員は、学校内外の教育環境の充実に協力するとともに、児童の健康保持・推進を図る。

(3) 地区委員は、会員である保護者の互選により各地区から若干名ずつ選出し、そのうち１名以上を互選等により地区代表として選出するものとし、それぞれの任期を４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

(4) 地区委員は、ＰＴＡ未加入者の参画を妨げない。

（イベント協力サポーターならびに期間限定スタッフ）

第 20 条　本会は、第２条に規定する目的および理念のもと、会員の活動の場を広げ、会員が本会の活動に楽しく参加できるようにするため、イベント協力サポーターならびに期間限定スタッフを本会に置く。

２　イベント協力サポーターならびに期間限定スタッフの役割、募集方法等の細目は別に定める。

（運営ならびに活動に関するアドバイザー）

第 21 条　本会は、第２条に規定する目的および理念のもと、会員の活動の場を広げ、会員が本会の活動に気軽に参画できるようにするため、運営ならびに活動に関するアドバイザーを本会に置くことができる。

２　運営ならびに活動に関するアドバイザーの役割、募集方法等の細目は別に定める。

（顧問）

第 22 条　学校長および教頭は役員になることができないが、職責上顧問として各種の会合に出席して意見を述べることができる。

第５章　総会

（総会の種別）

第 23 条　本会の総会は、通常総会および臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第 24 条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 25 条　総会は、本会最高の議決機関である。

２　総会は、次号に掲げる本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(1) 事業計画および事業報告の承認
(2) 予算および決算の承認
(3) 会費改定の承認
(4) 規約改定の承認
(5) 役員および会計監査の選出
(6) その他、運営委員会が必要と認める事項の承認

（総会の開催）

第 26 条　総会は、年度内に１回以上開催することを原則とする。

（総会の招集）

第 27 条　総会は、会長が招集する。

２　会長または運営委員会が必要と認めた場合、または会員の５分の１以上の要求があった場合は、会長は臨時総会を招集する。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日時および場所を示して、開会の５日前までに文書または電磁的方法（メール等）をもって通知しなければならない。

（総会の議長）

第 28 条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第 29 条　総会は、総会員の６分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（総会の議決）

第 30 条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権）

第 31 条　会員の表決権は、平等とし、各々１個の表決権を有する。

（総会の書面または電磁的方法による表決の委任または表決権の直接行使）

第 32 条　非常事態の発生により対面式での総会が開催できない場合、もしくはやむを得ない理由により総会に出席できない会員がいる場合は、あらかじめ通知された事項について別添参考様式「委任状兼表決権行使書」またはメール、オンライン会議等の電磁的方法を任意に活用するなど、書面または電磁的方法をもって次の各号に掲げるいずれかの方法により意思を表明することができる。

(1) ＰＴＡ会長（代理人）への表決の委任

(2) 表決権の直接行使

２　前項の場合における第 29 条および第 30 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

第６章　役員候補選出細則

（役員候補選出細則）

第 33 条　会員は、第２条に規定する目的および理念のもと、できる限り１家庭（世帯）１回は、本部役員、専門部役員（以下「役員等」という。）のいずれかを引き受けるよう努めるものとする。

２　前項の規定は、役員等の引き受けを強制するものではない。

３　役員等の候補者の選出は、会員による立候補により行う。

４　役員等の必要とする人数以上に立候補者がいる場合もしくは役員等の立候補者がいないまたは立候補者が役員等の必要人数に達していない場合は、前項の規定にかかわらず、第 13 条第２項第３号および第 18 条第１項の規定により、本部役員を中心とした特別委員会を設置し、役員等の候補者を選定または選出することができる。

５　本部は立候補者または選出受諾者の同意を得て、各候補者を選出の日の５日前には全会員に通告する。

６　本部役員および専門部役員は年度末の総会または臨時総会において選出する。

７　新たに選出された本部役員および専門部役員は４月１日に就任する。

８　前項の規定にかかわらず、４月１日以降に新たに選出された本部役員または専門部役員は、選出の日から就任するものとする。

第７章　ＰＴＡサークル活動団体の支援

（ＰＴＡサークル活動団体の支援）
第 34 条　本会は、第２条に規定する目的および理念を推進するＰＴＡサークル活動団体を支援する。

（ＰＴＡサークル活動団体の結成条件）
第 35 条　ＰＴＡサークル活動団体のメンバーは、本会に属することを基本とする。
２　ＰＴＡサークル活動団体の結成は、５名以上のメンバーをもって運営委員会への認可申請により行うことができる。

（ＰＴＡサークル活動団体の認可）
第 36 条　ＰＴＡサークル活動団体は、結成申請時または毎年４月に様式第５号「ＰＴＡサークル活動団体結成申請書／継続申請書」を本部に提出し、運営委員会の認可を受けるものとする。

（ＰＴＡサークル活動団体のメンバー募集）
第 37 条　前条において認可を受けたＰＴＡサークル活動団体は、本会会員に対してメンバーの募集案内を行うことができる。

（ＰＴＡサークル活動団体の費用負担）
第 38 条　第 36 条において認可を受けたＰＴＡサークル活動団体の活動費は、施設使用料を除きＰＴＡサークル活動団体が負担するものとする。

（ＰＴＡサークル活動団体の本会活動協力）
第 39 条　第 36 条において認可を受けたＰＴＡサークル活動団体は、本会が主催する行事、春日小学校が主催する行事または地域等が主催する行事にできる限り参加し、本会とともに第２条に規定する目的および理念を推進するものとする。

第８章　周年記念事業

（周年記念事業）

第 40 条　第２条に規定する目的達成の範囲内において、本会の一層の充実発展を図るために学校、地域等と連携し、これらと協議決定した周年ごとに航空写真、記念誌の発刊、記念講演・コンサートの開催、備品等の寄贈等の周年記念事業を行う。

第９章　個人情報取扱方針

（個人情報取扱に関する基本方針）

第 41 条　本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得し保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

２　本会は、保有個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、個人情報の取得に際しては利用目的を明示して取得するものとする。

３　保有個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとする。

（個人情報取扱方法）

第 42 条　個人情報取扱方法については、別に定める「茨木市立春日小学校ＰＴＡ個人情報取扱方法細則」に基づき取り扱うものとする。

第 10 章　規約改正

（改正）

第 43 条　本規約は、総会において出席者の３分の２以上の賛成により改正することができる。

附則

本規約は、昭和 23 年４月１日から実施し、適用する。

附則

（実施期日）

１　本規約は、平成元年４月１日から実施し、適用する。

（委員の兼務）

２　委員は１人で２つ以上の役を兼ねることはできない。ただし、特別委員会と地区小委員会の委員はこの限りではない。

（役員等の補充）
3　会長は、役員・正副委員長に欠員が生じた場合、それを補充することができる。

附則

本規約は、平成 23 年３月 12 日から実施し、適用する。

附則

本規約は、平成 26 年３月 15 日から実施し、適用する。

附則

本規約は、平成 28 年３月 12 日から実施し、適用する。

附則

本規約は、平成 29 年３月 11 日から実施し、適用する。

附則

本規約は、平成 30 年３月 10 日から実施し、適用する。

附則

本規約は、平成 31 年２月 26 日から実施し、適用する。

附則

（実施期日）
1　本規約は、令和元年 10 月 26 日から実施し、令和２年４月１日から適用する。ただし、本部役員、専門部役員にかかる募集などの新年度事前準備に関する事項については令和元年 11 月１日から適用する。

（役員の補充）
2　会長は、本部役員または専門部役員に欠員が生じた場合、それを補充することができる。

（検討）
3　会長および運営委員会は、この規約の実施および適用後３年を目途として、この規約の実施および適用の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（主として第 31 条（役員候補選出細則）関係）

附則

本規約は、令和３年３月５日から実施し、適用する。

附則

（実施期日）
1　本規約は、令和４年３月８日から実施し、令和４年４月１日から適用する。ただし、第７条第２項（退会のみなし規定）については令和４年３月８日から適用する。

（会費、会計に関する検討）
2　第９条規定の会費については、この規約の実施および適用後３年以内を目途に、第 10 条第６項規定中の周年記念事業積立金へのＰＴＡ会費の一部繰り入れについては、150 周年

記念事業終了後速やかに、その運用の是非について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（規約全般に関する検討）

3　会長および運営委員会は、この規約の実施および適用後３年を目途として、この規約の実施および適用の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。（主として第 19 条（地区代表および地区委員）ならびに第 31 条（役員候補選出細則）関係）

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

茨木市春日小学校ＰＴＡ会長　様

ＰＴＡ入会意向確認書

１または２の番号のどちらかに〇をつけ、お子様を通じて担任の先生にお渡しください。

１　ＰＴＡに入会し、本規約に則って個人情報を取り扱うことに同意します。

２　ＰＴＡへの入会を希望しません。　※入会辞退手続きのため、連絡させていただく場合がございます。

プライバシーポリシーについては、ＰＴＡ規約(春日小学校ホームページ[ＰＴＡより])をご覧ください。

ＱＲ

◆ 在学するすべての児童名の記入をお願いします。

◆ 在学中の兄姉ですでに入会中でも、あらためてご提出願います。兄姉の氏名を忘れずご記入ください。

◆ 入会は、保護者１人につき１口(月額 150 円)お願いしております。お二人(父母等)分でお納めいただける場合は２口とし、お二人分の保護者氏名の記入をよろしくお願いします。

学　年　組	年　　組	年　　組	年　　組	年　　組
ふりがな				
児　童　名				
入　会　口　数	２口　／　１口　**※いずれかに〇をお願いします**			
ふりがな				１　教　員
氏　名　①	様			２　保護者
ふりがな				１　教　員
氏　名　②	様			２　保護者
電　話　番　号	自宅：		携帯：	

※手続きの都合上、ご連絡させていただく場合がございますので、ご了承ください。

ＰＴＡ使用欄：受理連絡　　□　済　（　　　年　　月　　日　）

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

茨木市春日小学校ＰＴＡ会長　様

ＰＴＡ入会辞退届

私は、茨木市春日小学校ＰＴＡへの入会を辞退します。

学　年　組	年　　組	年　　組	年　　組	年　　組
ふ　り　が　な				
児　童　名				
ふ　り　が　な				１　教　員 ２　保護者
氏　名　①	様			
ふ　り　が　な				１　教　員 ２　保護者
氏　名　②	様			
電　話　番　号	自宅：	携帯：		

今後のＰＴＡ活動の参考にさせていただきたいと思いますので、よろしければ辞退理由、ご意見等をお書きください。

☐　活動内容や趣旨に賛同できない　　☐　参加しても楽しくない　　☐　転居のため

☐　忙しくて時間が取れない　（☐　仕事　　☐　家事　　☐　その他の理由　）

その他、ご自由にお書きください。

ＰＴＡ使用欄：受理連絡　　☐　済　（　　　年　　月　　日　）

様式第３号（第７条関係）

年　　月　　日

茨木市春日小学校ＰＴＡ会長　様

ＰＴＡ退会届

私は、茨木市春日小学校ＰＴＡを退会します。

学　年　組	年　　組	年　　組	年　　組	年　　組
ふりがな 児　童　名				
ふりがな 氏　名　①	様			1　教　員 2　保護者
ふりがな 氏　名　②	様			1　教　員 2　保護者
電　話　番　号	自宅：	携帯：		

今後のＰＴＡ活動の参考にさせていただきたいと思いますので、よろしければ退会理由、ご意見等をお書きください。

☐　活動内容や趣旨に賛同できない　☐　参加しても楽しくない　☐　転居のため
☐　忙しくて時間が取れない　（☐　仕事　☐　家事　☐　その他の理由　）

その他、ご自由にお書きください。

ＰＴＡ使用欄：受理連絡　☐　済　（　　年　　月　　日　）

様式第４号（第８条関係）

年　　月　　日

茨木市春日小学校ＰＴＡ会長　様

ＰＴＡ加入継続意向確認書　兼　ＰＴＡ入会意向確認書

※今年度の入学等により「ＰＴＡ入会意向確認書」を提出している方は、本書の提出は不要です。

１、２または３の番号のどちらかに〇をつけ、お子様を通じて担任の先生にお渡しください。

１　加入を継続し、引き続き本規約に則って個人情報を取り扱うことに同意します。

２　加入の継続を希望しません。　※退会手続きのため、連絡させていただく場合がございます。

３　ＰＴＡに入会し、本規約に則って個人情報を取り扱うことに同意します。

⇒再度の入会（３）を希望しない方は、本確認書を提出する必要はありません。

プライバシーポリシーについては、ＰＴＡ規約（春日小学校ホームページ[ＰＴＡより]）をご覧ください。

ＱＲ

◆ 在学するすべての児童名の記入をお願いします。

◆ 加入は、保護者１人につき１口（月額 150 円）お願いしております。お二人（父母等）分でお納めいただける場合は２口とし、お二人分の保護者氏名の記入をよろしくお願いします。

学　年　組	年　　組	年　　組	年　　組	年　　組
ふ　り　が　な				
児　童　名				
加　入　口　数	２口　／　１口　**※いずれかに〇をお願いします**			
ふ　り　が　な				
氏　名　①	様			１　教　員 ２　保護者
ふ　り　が　な				
氏　名　②	様			１　教　員 ２　保護者
電　話　番　号	自宅：	携帯：		

※手続きの都合上、ご連絡させていただく場合がございますので、ご了承ください。

ＰＴＡ使用欄：受理連絡　　□　済　（　　　年　　月　　日　）

様式第５号（第 36 条関係）

年　　月　　日

茨木市春日小学校ＰＴＡ会長　様

ＰＴＡサークル活動団体結成申請書／継続申請書

次のとおりＰＴＡサークル活動団体の（ 結成　／　継続 ）を申請します。

サークル名	
ふ り が な	
代 表 者 氏 名	
電 話 番 号	自宅：　　　　　　　　　　携帯：
活 動 目 的	
活 動 内 容	
メ ン バ ー 数	人　（うち　新規　　　人）
添 付 書 類	・事業計画（共通） ・予算書（共通） ・決算書（継続申請時のみ） ・その他、会則、募集チラシなど（共通）

<u>※ＰＴＡサークル活動団体のメンバーは、本会に属することを基本とする。</u>

（別添参考様式）

年　　月　　日

茨木市春日小学校ＰＴＡ会長　様

委任状兼表決権行使書

私は、　　　年　　月　　日（　）開催の（通常総会 ／ 臨時総会）を欠席いたします。

つきましては、　（以下の□のいずれかにチェックをお願いします。）

□　私は、表決権を　議長　に一任します。

□　私は、以下のとおり、表決します。（重要な事項に関する議案のみ使用）

・第　号議案（案件）　　　　　　　　について　　賛成（承認）　／　反対（不承認）
・第　号議案（案件）　　　　　　　　について　　賛成（承認）　／　反対（不承認）
・第　号議案（案件）　　　　　　　　について　　賛成（承認）　／　反対（不承認）
・第　号議案（案件）　　　　　　　　について　　賛成（承認）　／　反対（不承認）

年　　月　　日

長子児童名：　　年　　組

会員（役員）名：

ご意見等（書ききれない方は裏面でも構いません。）

茨木市春日小学校ＰＴＡ組織図（概要）

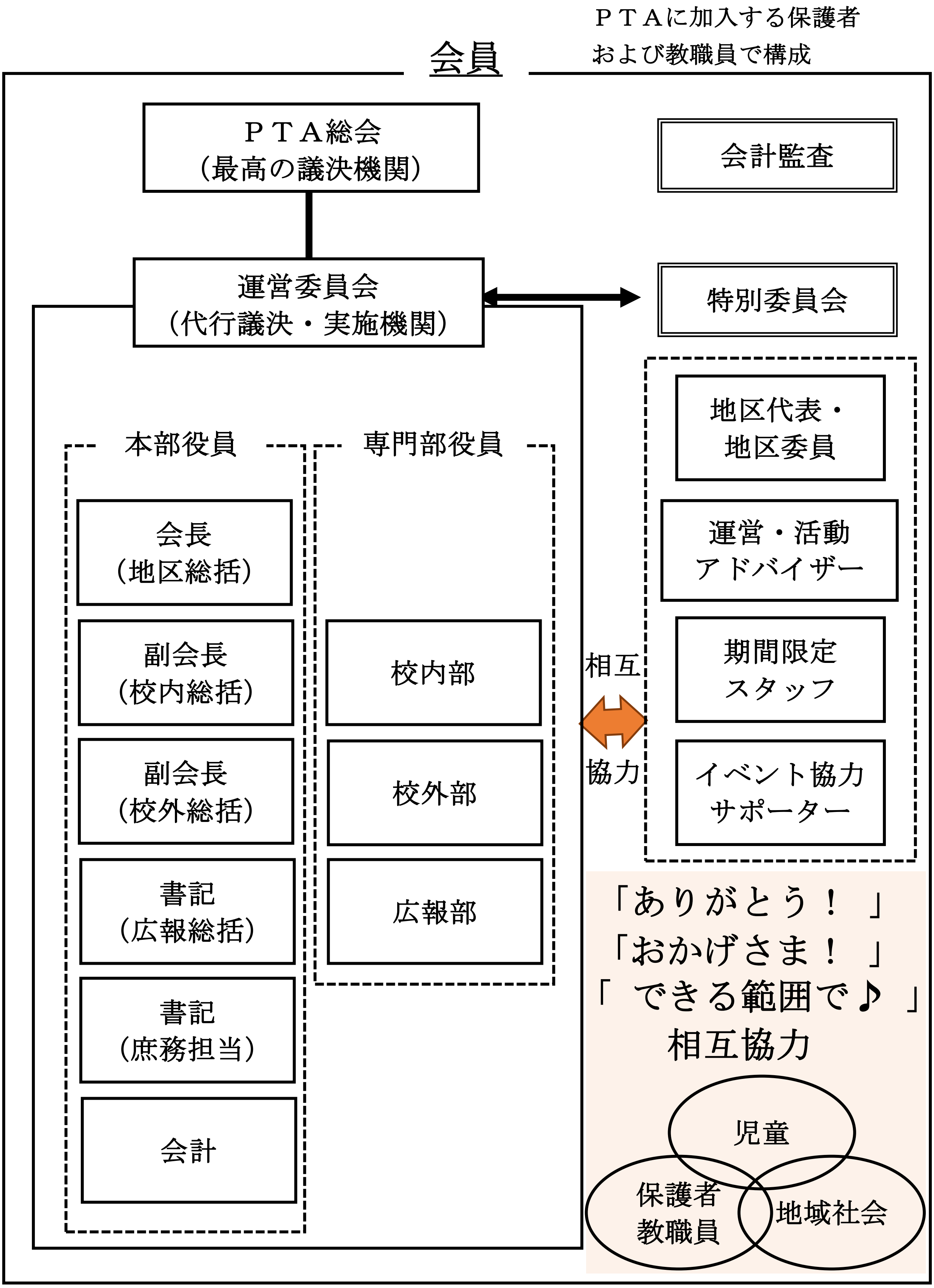
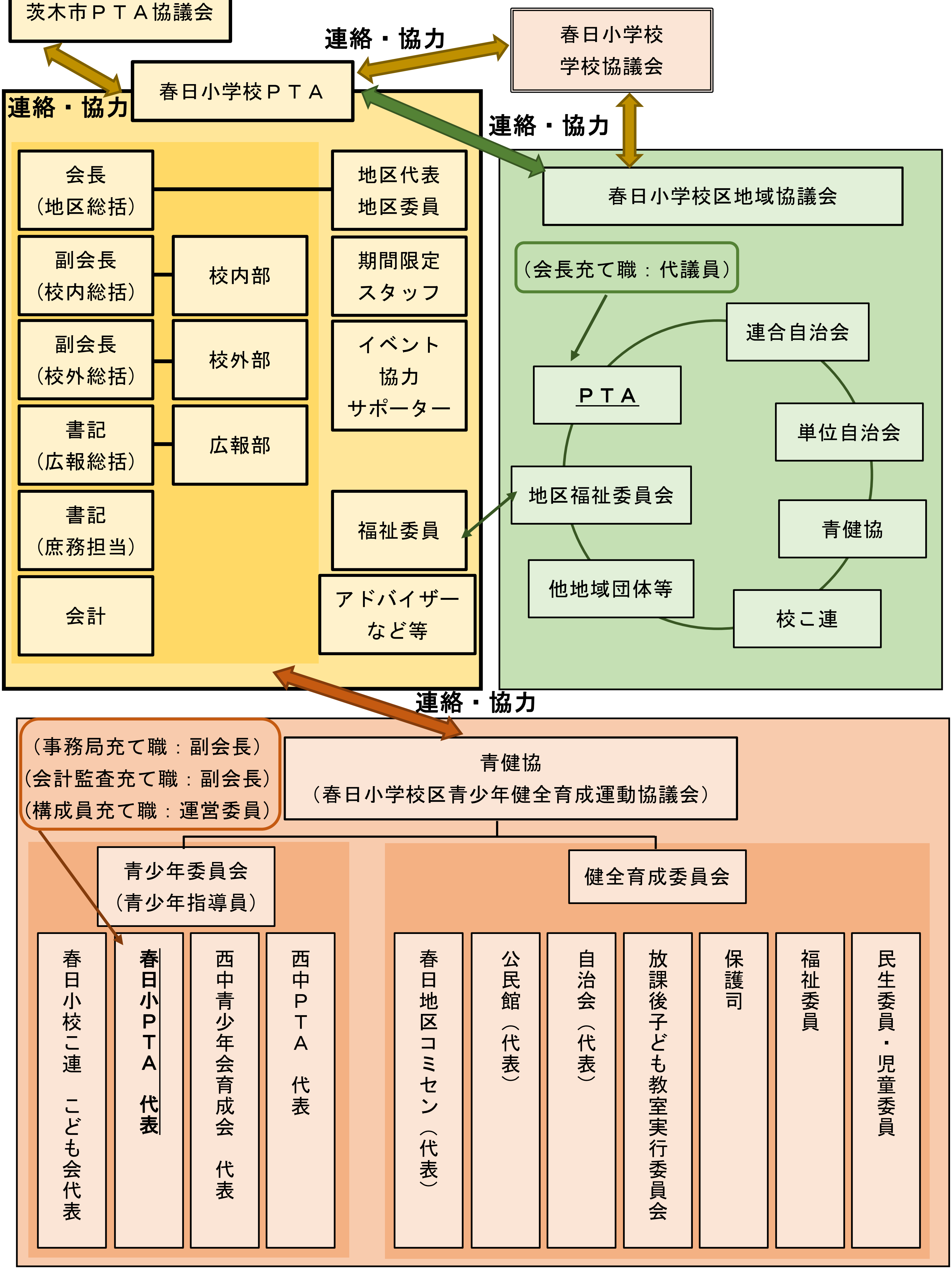
春日小学校区ＰＴＡ　組織関連図